

別記様式第1号(第四関係)

東吉野村活性化計画(変更)

奈良県東吉野村

平成28年11月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	東吉野村活性化計画	市町村名	東吉野村	地区名(※1)	東吉野村地区	計画期間(※2)	平成28～31年度
都道府県名	奈良県						

目 標 : (※3)

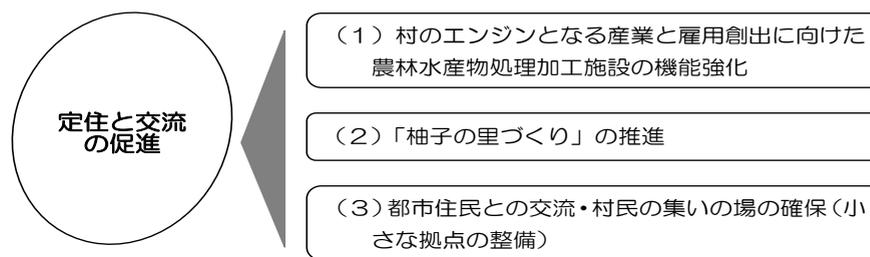
京阪神方面との交流の玄関口になる村の北西部、国道166号線沿いに立地する「東吉野村農林水産物処理加工施設」をリニューアル整備し、既存特産品の付加価値化と特産品づくりとして取り組んでいる柚子のブランド化・加工販売機能の強化による農家所得の向上及び交流人口の増加並びに観光施設との連携を目指す。

農林水産物処理加工施設の整備とともに、村内には、特産品等の販売施設がなく、地域連携販売力強化施設を整備し、販売機能や休憩機能等を付与することにより、都市住民への魅力発信と交流促進による知名度と売上の向上を図る。

また、住民の半分が65歳以上の高齢者であり、村民の日常の買い物の場としての利便性の向上やコミュニティの場となる施設整備が求められている。

このため、村のまち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みとして、農産物直売所や村民の日常の買い物の場としての機能を付与するとともに、近鉄榛原駅(奈良県宇陀市)から村内集落を経由して、東吉野村役場を結ぶコミュニティバスの発着点とし、村民の生活利便性の向上や村民が集い、交流する機会の促進を図る小さな拠点施設の整備を目指す。

施設整備の基本方針



【交流人口の増加】

霧氷で有名な高見山への来訪を始め、登山やハイキング・トレッキング、温泉、キャンプ、鮎釣り・あまご釣り、山村体験など、年間84,000人が来訪している。

一方、本村には、来訪者の休憩スポットとして気軽に立ち寄り、本村の観光情報や地域の文化、農林水産物や特産物品をPRする施設がなく、地域連携販売力強化施設整備により、本村のもつ美しい清流と深い山々に囲まれた自然資源や既存の観光施設と連携しながら、交流人口の拡大による地域活性化を図る。

具体的な目標としては、地域連携販売力強化施設の整備により、平成29年度:19,500人、平成30年32,170人、平成31年38,604人の交流人口の増加を目標とし、計画区域全体として、平成29年度102,200人⇒平成30年114,800人⇒平成31年に121,300人(平成26年84,000人の44.4%増)の交流人口の増加を目指す。

【地域産物の販売額の増加】

新たな農林水産物処理加工施設の整備による味噌、よもぎ餅、餅菓子等の既存特産品の高付加価値化と加工・販売の拡大、特産品としての柚子を活用した商品化と販売(一次加工品販売、受託加工販売を含め)により、農家所得の向上と雇用創出を図る。

具体的な目標としては、農林水産物処理加工施設の整備により、平成27年の販売推計額26,101千円を平成31年には、100,000千円に増加(3.8倍)させることを目標とする。このうち、村内産の農産物加工の平成27年の販売推計額は3,186千円であるが、既存の村内農産品である、よもぎ、しょうが、大根等に加え、奨励作物である柚子の加工販売の本格化により、計画区域において生産された農林水産物の販売額を平成29年度 16,416千円⇒平成30年 34,830千円⇒平成31年 65,520千円の地域産物の加工販売額の増加を目指す。

【雇用者数の増加】

新たな施設は、加工機能の充実強化により、既存特産品の付加価値向上と新たな特産品である柚子加工を行うものである。加えて、農産物の販売機能、村の情報発信と休憩機能を付与し、地域間交流の促進を図るものである。

こうした機能強化と新たな機能付与に伴い、販売促進を担う企画営業担当、マネジメントを担当する常勤職員の確保、加工部門のパート職員の充実、販売部門、情報発信・交流、施設管理等を担うパート職員の新規雇用が必要となり、具体的には、平成29年度に4名増⇒平成30年度に1名増⇒平成31年度に1名増の計6名の雇用増をもたらすことになる。

目標設定の考え方

地区の概要:

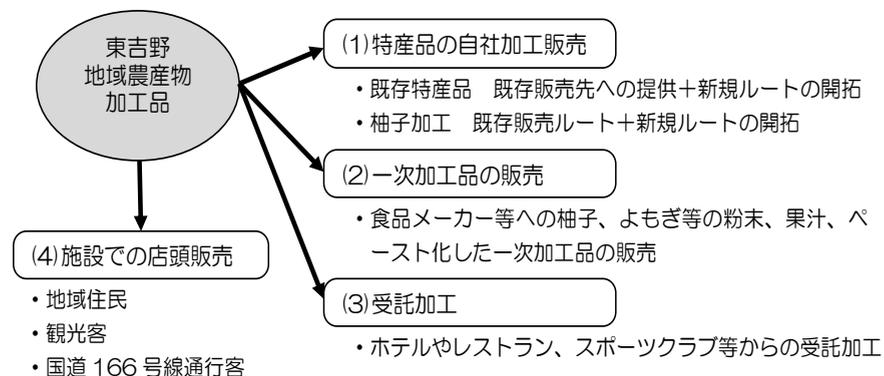
東吉野村は奈良県の南東部、吉野郡の北東部に位置し、東は高見山(標高:1,249m)、国見山(標高:1,419m)などを境として三重県松阪市に接し、南は川上村、西は吉野町、北は宇陀市に接している。
東吉野村の面積(13,160ha)の約96%を山林(林野面積:12,602ha)が占め、林業は昔から基幹産業として村を支え、東吉野の木材は伝統の技術で育林され、その品質は高く評価されている。
また、美しい清流と深い山々に囲まれた自然あふれる本村には、樹氷で有名な高見山への年間5万人の来訪を始め、登山やハイキング・トレッキング、温泉、キャンプ、鮎釣り・あまご釣り、山村体験など、多くの人々が来訪している。

現状と課題

東吉野村は、面積の96.8%を山林が占め、昔から良質な木材を産出する林業が基幹産業として村を支えてきた。しかしながら、林業の長期にわたる構造不況により、人口減少の一途をたどり、平成26年には、昭和35年当時の△77.4%に当たる2,084人までに減少し、依然として人口減少に歯止めがかかっていない状況にある。少子高齢化も著しく、平成17年の45.6%(国勢調査)に対して、平成26年の高齢人口割合は50.1%と、コミュニティ機能の維持が困難になってきている。
人口減少や高齢化が進行する中で、本村の活性化にとって農林業の活性化が喫緊の課題となっている。このため、平成24年度より推進している「柚子の里づくり」(柚子栽培の奨励と柚子を活用した新たな特産品開発)による農家の生産意欲や所得向上に資することをはじめ、交流人口の増加や村民のコミュニティの場となる小さな拠点整備を行うことにより、農林業の活性化につながる施設整備が求められる。

今後の展開方向等(※4)

「東吉野村農林水産物処理加工施設」をリニューアル整備により、①柚子を活用した新たな商品開発を含め、地域の農産物資源を活用した特産品の自社加工販売に加え、②農産物の果汁やペースト、乾燥化した一次加工品の販売、③ホテルやレストラン、スポーツクラブ等からの受託加工および④施設で店頭販売が可能となる。
新たな施設整備による東吉野地域農産物加工品の高付加価値化、商品開発、特産品展示販売機能の付与等により、地域産物販売額の増加と就業機会の増加を図る。
また、来訪者の休憩スポットとして気軽に立ち寄り、本村の観光情報や地域の文化、農林水産物や特産物品をPRする施設として山村体験交流施設、観光施設等と連携しながら交流人口の増加に対応するとともに、村民の交流の場となる小さな拠点施設として整備していく。



【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
東吉野村	東吉野村地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	東吉野村	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
東吉野村	東吉野村地区	H28補正 中山間地域所得向上支援事業(施設整備)	東吉野村	地域連携販売強化施設等

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

東吉野村地区(奈良県東吉野村)	区域面積 (※2)	13,160ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 計画区域は、東吉野村全域で、区域面積13,160haの約96%を山林(林野面積:12,602ha)が占め、世帯数1,009戸(平成26年10月奈良県推計人口調査)のうち、林家数166戸(16.5%)、農家数98戸(9.7%)と農林業が重要な地域である(林家数および農家数は平成23年農林業センサス)。		
②法第3条第2号関係: 村の人口は、平成26年10月現在、2,084人(奈良県推計人口調査)であり、平成17年の2,608人(国勢調査)に対して約20%減少し、また平成26年の高齢人口割合は50.1%と平成17年の45.6%(国勢調査)に対して4.5%の増加となっている。		
③法第3条第3号関係: 計画区域である本村には、市街化区域の指定はない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

施設整備による効果発現の1年後の平成30年10月、2年後の平成31年10月、3年後の平成32年10月時点において、計画期間前との比較により、交流人口の増加および地域産物販売額の増加額を確認し、目標達成状況を検証するとともに、中小企業診断士による診断とその結果への対応を図る。

①交流人口増加の把握方法

平成29年度102,200人⇒平成30年114,800人⇒平成31年に121,300人(平成26年84,000人の44.40%増)の交流人口拡大の目標達成状況の達成状況については、地域連携販売力強化施設の利用者数および主要観光施設の入込客数より把握する。

②農林産物販売額増加の把握方法

平成29年度 16,416千円、平成30年度34,830千円、平成31年度65,520千円の目標値の達成状況については、農林水産物処理加工施設の販売額により把握する。

③雇用者数増加の把握方法

新たな施設は、加工平成29年度に3名増⇒平成30年度に1名増⇒平成31年度に1名増の計5名の雇用増については、施設従業員数より把握する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。